令第百九条の三第一号及び第二号ハ、令第百十二条第一項、第二項、第三項第一号及び第十一項ただし書、令第百十四条第五項、令第百十五条の二第一項第四号、令第百二十九条の二の四第一項第七号ハ並びに令第百三十七条の十第四号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二～二の三　（略）

二の四　法第二十一条第一項（主要構造部の全部に関するものに限る。）の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二の五　法第二十一条第二項第二号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

三　法第二十二条第一項及び法第六十二条の認定に係る性能評価を行う者としての指定

三の二　法第二十七条第一項（主要構造部の全部に関するものに限る。）の認定に係る性能評価を行う者としての指定

四　法第三十条第一項第一号及び第二項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

五・六　（略）

六の二　法第六十一条（建築物の部分に関するものに限る。）に係る性能評価を行う者としての指定

七～十三　（略）

十四　令第百十二条第十八項各号及び第二十項、令第百二十六条の二第二項、令第百二十九条の十三の二第三号、令第百三十七条の十四第三号ロ並びに令第百四十五条第一項第二号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十五～十七　（略）

十七の二　令第百二十九条の二の四第一項第三号ただし書の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十八　令第百二十九条の二の四第二項第三号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十九　令第百二十九条の二の六第三号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十～二十四　（略）

（性能評価の方法）

第六十三条　法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に定める方法に従い、評価員二名以上によって行うこととする。

一～三　（略）

四　次に掲げる認定に係る性能評価を行うに当たっては、当該認定の区分に応じ、それぞれ次のイからトまでに掲げる試験方法により性能評価を行うこと。

イ　法第二条第七号から第八号まで、第二十一条第一項（主要構造部の一部に関するものに限る。）、法第二十三条若しくは法第二十七条第一項（主要構造部の一部に関するものに限る。）又は令第七十条、令第百九条の三第一号若しくは第二号ハ、令第百十二条第二項若しくは第三項第一号若しくは令第百十五条の二第一項第四号の規定に基づく認定　次に掲げる基準に適合する試験方法

(1)～(4)　（略）

ロ　（略）

五項、令第百十五条の二第一項第四号、令第百二十九条の二の三第一項第一号ロ及びハ(2)並びに令第百二十九条の二の五第一項第七号ハの認定に係る性能評価を行う者としての指定

二～二の三　（略）

（新設）

二の四　法第二十一条第二項第二号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

三　法第二十二条第一項及び法第六十三条の認定に係る性能評価を行う者としての指定

三の二　法第二十七条第一項（主要構造部に関するものに限る。）の認定に係る性能評価を行う者としての指定

四　法第三十条の認定に係る性能評価を行う者としての指定

五・六　（略）

（新設）

七～十三　（略）

十四　令第百十二条第十三項各号及び第十五項、令第百二十六条の二第二項、令第百二十九条の十三の二第三号、令第百三十六条の二第一号、令第百三十七条の十四第三号ロ並びに令第百四十五条第一項第二号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十五～十七　（略）

十七の二　令第百二十九条の二の五第一項第三号ただし書の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十八　令第百二十九条の二の五第二項第三号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十九　令第百二十九条の二の七第三号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十～二十四　（略）

（性能評価の方法）

第六十三条　法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に定める方法に従い、評価員二名以上によって行うこととする。

一～三　（略）

四　次に掲げる認定に係る性能評価を行うに当たっては、当該認定の区分に応じ、それぞれ次のイからトまでに掲げる試験方法により性能評価を行うこと。

イ　法第二条第七号から第八号まで、法第二十三条若しくは法第二十七条（主要構造部に関するものに限る。）又は令第七十条、令第百九条の三第一号若しくは第二号ハ、令第百十二条第二項第一号、令第百十三条第一項第三号、令第百十五条の二第一項第四号若しくは令第百二十九条の二の三第一項第一号ロ若しくはハ(2)の規定に基づく認定　次に掲げる基準に適合する試験方法

(1)～(4)　（略）

ロ　（略）